

事業主向け

緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	1月～3月	一時支援金	令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比50%以上減少した事業者に支援金を給付します。 上限額：法人60万円、個人30万円 ※申請期間は令和3年5月31日（月）まで	一時支援金事業事務局 相談窓口 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 ※8時30分～19時
		福岡県中小企業者等一時支援金	令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期比30%以上50%未満減少した事業者（政令市を除く）に支援金を給付します。上限額：法人15万円、個人10万円 ※申請期間は令和3年5月31日（月）まで	福岡県中小企業者等一時支援金コールセンター ☎0120-123-071 ☎0570-012-371 ※平日9時～17時
	4月以降	月次支援金	本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同期比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付。上限額：法人20万円/月、個人10万円/月	月次支援金事務局 相談窓口（国） ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479 ※8時30分～19時、土日祝含む
		福岡県中小企業者等月次支援金	①県内に本社・本店があり、酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月の売上にかかる国の月次支援金の給付を受けた酒類販売事業者に対して、支援金を支給。上限額：法人20万円、個人10万円 ②県内に本社・本店があり、本年5月の月間売上が前年又は前々年同期比30%以上50%未満減少した中小事業者等に対して、支援金を支給。上限額：法人10万円、個人5万円	福岡県中小企業振興課 ☎092-643-3420
	売上が減少した事業者への支援金	令和3年5月の緊急事態宣言に伴う飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受け売上が減少した事業者のうち、国の支援金や県の協力金の対象とならない事業者に対して、支援金を支給。 上限：中小法人 20万円/月 個人 10万円/月を上限に支給 申請開始：令和3年6月中旬を予定	福岡市 売上が減少した事業者への支援事務局 （専用ダイヤル）☎092-286-7137 ※平日9時～17時	
給付	福岡県感染拡大防止協力金	第5期	対象区域：①福岡市、②久留米市 要請期間：①令和3年4月22日～5月5日、②令和3年4月25日～5月5日 申請受付期間：令和3年5月20日～6月30日	①福岡市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大14日間） ②久留米市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大11日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」)又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額
		第6期	対象区域：①福岡市、②久留米市、③その他市町村 要請期間：令和3年5月6日～5月11日 申請受付期間：令和3年5月20日～6月30日	①福岡市、②久留米市：売上高に応じて 3～10万円/日 （最大6日間） ③その他市町村：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日 （最大6日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:①②「20万円」③「第5期と同様」)
		第7期	対象区域： 県内全域 要請期間：令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間：令和3年6月1日～6月30日 ※本事業は、補正予算成立が前提となりますのでご注意ください。 ※5月22日以降の土日は休業要請（1,000㎡超の集客施設） ※生活必需物資を除く	売上高に応じて 4～10万円/日 （最大20日間） ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:20万円)
	休業要請への協力店舗等への家賃支援	福岡県からの休業要請に協力した酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等を対象に、店舗等の賃料1カ月分の5分の4、50万円を上限に支援します。申請開始：令和3年6月上旬頃 支給開始：令和3年6月下旬頃	福岡市緊急経済対策実行委員会 （福岡市飲食店支援事務局） ☎090-8403-7300 または ☎080-8574-9289 ※平日10時～18時 ※5月下旬より変更の可能性あり	
地域の飲食店を支えるテイクアウト支援	テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり10万円を支援します。 対象期間：令和3年5月6日（木）～6月5日（土） 申請受付：令和3年5月22日（土）～6月5日（土） 支給開始：令和3年5月下旬頃			
補助・助成	一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5 （解雇などしなかった場合10/10）など ※1人当たり日額15,000円が上限	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 ※平日8時30分～17時15分
	感染症対策強化経費への支援	感染症対応シティ促進事業	市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2/60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万）を上限に支援します。	感染症対応シティ促進事業 事務センター ☎092-707-3046 ※9時～18時、土日祝除く
貸付	資金繰りのため融資を受けたい ※融資対象者には、一定の要件があります。	緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額1億円 融資期間10年以内 据置期間2年以内（セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定が必	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179 ※9時～17時
		政府系金融機関による融資	3年間実質無利子・無担保 の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 ※平日9時～17時
猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税：西福岡税務署 県税：西福岡県税事務所 市税：早良区役所納税課

裏面の下欄のフローチャートもご参照ください。